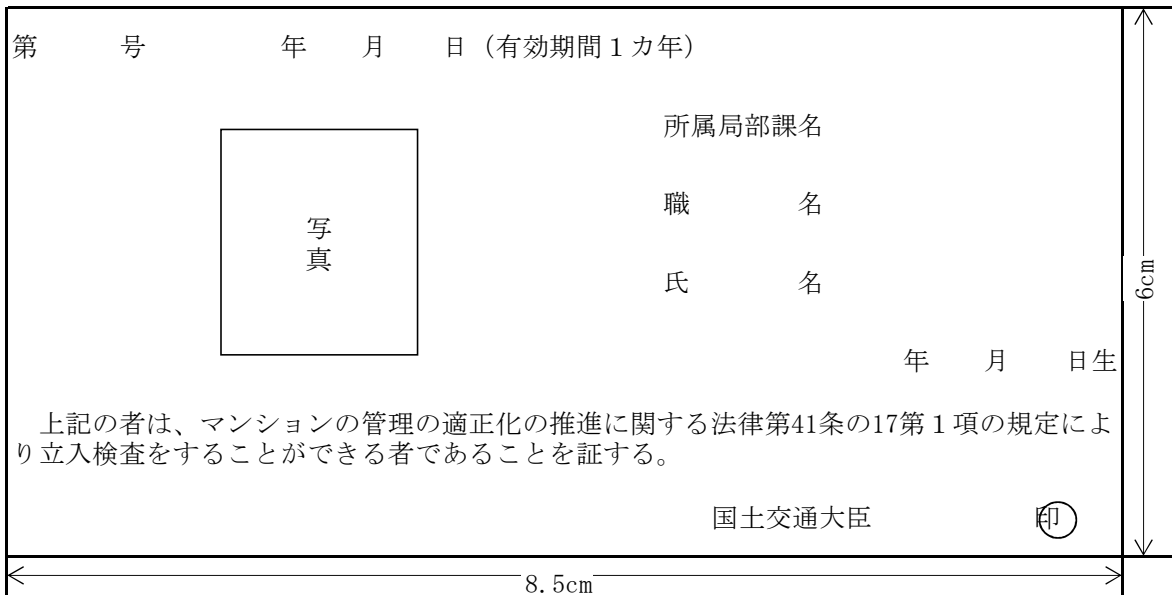
別記様式第十号の四（第四十二条の十六関係）

（表　面）



（裏面）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

第 41 条の 17　国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。